

2026年（令和8年）4月16日

パラカ株式会社
代表取締役 内 藤 宗 様

適格消費者団体・特定非営利活動法人
特定非営利活動法人消費者機構日本
代表理事 鈴木 敦士



申 入 書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け、平成28年12月27日には内閣総理大臣から消費者裁判手続特例法第65条第4項の規定に基づいて特定適格消費者団体に認定されています。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

一昨年7月に、貴社が運営する時間貸し駐車場に関して、当機構に情報提供がありました。

この提供情報を踏まえ、当機構において、貴社の「駐車場利用規約」（以下「本件規約」といいます。）及び駐車場利用に関する苦情等を検討した結果、「駐車場機器等に料金表示が出ないなどの故障やトラブルが発生した場合でも、利用者は、駐車場に掲出した料金体系に基づき、駐車時間に応じた駐車料金を支払わなければなりません」とする規定には問題があるとの結論に達しました。

そこで、当機構は貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり申し入れを行います。

つきましては、本申し入れに対する貴社の文書による御回答を2026年（令和8年）5月22日（金）までに当機構にお送りください。

あわせて、本件につきましては、一定の結論が出た段階で本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容等を当機構のホームページ等に適宜公表する場合があること、消費者契約法第23条第4項にもとづき本機構から消費者庁に報告することを申し添えます。

記

1 申し入れの趣旨

添付の「駐車場利用規約」第3条第4文（「また、駐車場機器等に料金表示が出ないなどの故障やトラブルが発生した場合でも、利用者は、駐車場に掲出した料金体系に基づき、駐車時間に応じた駐車料金を支払わなければなりません。」）。以下

「本条項」といいます。)の削除を求めます。

2 申入れの理由

駐車場利用者が消費者である場合、貴社と駐車場利用者との間の駐車場利用契約は消費者契約に該当するところ、消費者契約法10条により、法令中の公の秩序に関しない規定(任意規定)の適用による場合に比して消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則(信義則)に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とするものとされております。

この点、貴社と駐車場利用者との間の駐車場利用契約は、時間を区切って駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするとされているので、これは賃貸借契約ないし寄託契約類似の無名契約であると考えられます。そして、駐車契約期間は、駐車場契約成立時から退場時までとされているように、時間貸しであることからすると、駐車場利用者が駐車場機器を操作する等の方法で同契約の解約の意思表示をした時点で、同契約は解除されることとなります。したがって、それ以降、駐車場利用者が機器等の故障やトラブルにより退場できない場合であっても、賃料の支払義務は発生しなくなります。

本条項は、そのような場合であっても、「駐車場に掲出した料金体系に基づき、駐車時間に応じた駐車料金を支払わなければならぬ」とするものであり、「法令中の公の秩序に関しない規定(任意規定)の適用による場合に比して消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であるといえます。なお、任意規定の意義については、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解されています(最高裁第二小法廷平成23年7月15日判決(民集65巻5号2269頁))。また、駐車場利用者は、故障やトラブルが発生したために駐車場を退場することができなかった場合にも、退場することができるようになるまでの駐車料金の支払いを求められるものであり、「民法1条2項に規定する基本原則(信義則)に反して消費者の利益を一方的に害する」といえます。

よって、本条項は消費者契約法10条に抵触することから削除を求めます。

以上

<本件に関する連絡先>

消費者機構日本

専務理事

板谷 伸彦

事務局

佐々木 晃

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

TEL 03-5212-3066 Eメール sasaki@coj.gr.jp